官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（外務二二）　一
○独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令（同二三）　二
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産六四）　二
〔法規的告示〕
○第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第五条第一項第五号イに規定する総務大臣が告示する額を定める件（総務三〇五）　二
〔その他告示〕
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁五〇）　二
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三〇六、三〇七）　二
○特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定を公示する件（同三〇八）　三
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通一〇三八）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同一〇三九）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同一〇四〇）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同一〇四一）　四
○信号符字を点附した件（同一〇四二）　四
○信号符字を取り消した件（同一〇四三）　四
○船舶国籍証書を無効とした件（同一〇四四）　五
○道路に関する件（四国地方整備局五八）　五
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　消費者庁　文部科学省　五
〔褒　賞〕　七
〔皇室事項〕　七
〔公　告〕　八
諸事項　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九

省　令

○外務省令第二十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十日

外務大臣　茂木　敏充

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○外務省令第二十三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十日

外務大臣　茂木　敏充

独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際交流基金に関する省令（平成十五年外務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）及び製剤であるフルララネルを含有する内用剤を除く。 (1)～(53)　（略） (54)　プレガバリン (55)～(69)　（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（生物学的製剤のうちワクチン（鶏痘ワクチンを除く。）である外用剤、抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用	別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）及び製剤であるフルララネルを含有する内用剤を除く。 (1)～(53)　（略） （新設） (54)～(68)　（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（生物学的製剤のうちワクチン（鶏痘ワクチンを除く。）である外用剤、抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用

することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤、マルボフロキサシンを含有する外皮用剤並びにロピニロールを含有する眼適用の外用剤を除く。）及び製剤であるフルララネルを含有する内用剤を除く。 一～百二十四　（略） 百二十五　プレガバリン 百二十六～百六十　（略）	することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤、マルボフロキサシンを含有する外皮用剤並びにロピニロールを含有する眼適用の外用剤を除く。）及び製剤であるフルララネルを含有する内用剤を除く。 一～百二十四　（略） （新設） 百二十五～百五十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第三百五号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）第五条第一項第五号イの規定に基づき、総務大臣が告示する額を次のとおり告示する。

令和八年八月十日

総務大臣　林　芳正

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第五条第一項第五号イに規定する総務大臣が告示する額は、三十七億二千百七十四万二千五百七十八円とする。

その他告示

○金融庁告示第五十号

株式会社ＮＴＴドコモが令和八年七月一日付けで住信ＳＢＩネット銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社ＮＴＴドコモに対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日

金融庁長官　伊藤　豊

○総務省告示第三百六号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年六月三十日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年八月十日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　a628　a723　c719　8183　a67a　15c0　ef68　75b5　f4a1　d00e

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　21f6　8ec8　3696　279f　e2f0　1f64　62f6　5508　7eae　9a19　f813　421a　7e5b　ff74　0a07　8291

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　992d　f11a　81f1　e477　7fd9　5d2f　b142　c9f9　ddd5　32f3

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　c594　699e　362c　ae46　d362　c45f　97c0　0c6a　0009　d597　f870　d22a　2919　a280　ef04　667f

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5cd8　3af6　642d　f16f　b3f3　8056　f139　e80c　ddf5　c9a9

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　3c7d　77a0　a9c0　fbd2　a5af　01f5　c4b9　8f55　85c6　18bc　4d61　e11f　4945　220f　261a　c4ab

8　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　f97f　d8d7　9174　7014　07d2　bb3f　d516　54aa　767f　b6aa

9　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　45d4　f24f　33f7　8e61　22ed　edfa　9bfb　f04f　3744　adae　4ff2　4065　842e　7023　72b5　8cf5

10　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その５）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　f684　2505　39e0　1d8c　3fdd　549a　a37b　0bbd　b641　c388

11　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その５）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　790a　23d1　f9e9　e5c5　22e5　672c　d09e　f8af　df58　3953　9f05　0ba4　878a　f7ba　6c4e　7461

12　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その６）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5d2a　3786　dc53　f945　37cb　9207　508f　6860　e34e　c400

13　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その６）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　8bc1　77ac　5f6d　44c5　e63f　6a09　8393　7c89　4622　7118　79b5　9feb　1387　741b　f9d5　c650

14　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

15　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

16　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

17　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－８

○総務省告示第三百七号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年六月三十日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年八月十日　総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　タイムスタンプサービス　DiaStamp

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　3c9b　c5b9　f6a8　d933　5cfc　f7c7　b14e　8255　d56a　302c

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　ace3　c62d　7c85　2536　bb0f　d7fc　5329　d3ea　5c98　556e　4aaa　d72a　0437　c255　fc5d　c984

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　83f7　0cc2　9046　c543　d8ef　5e3f　0264　c99e　4d08　ba81

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　e32a　fd2e　80cd　4e41　d286　48e7　4f34　f2e8　b4bf　dd17　6f1e　04a4　7b92　9911　33ef　3dc6

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４－６－８

○総務省告示第三百八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十の三第七項の規定により、特定高周波無線局を開設することができる旨の認定をしたので、同条第九項の規定に基づき、公示する。

令和八年八月十日　総務大臣　林　芳正

認定をした日	認定の有効期間	指定した周波数の使用区域	認定を受けた者の氏名又は名称
十令和八年七月五日	八五令和八年七月ら十七日四和月十日	二五・八ＧＨｚを超え二六・二ＧＨｚ以下	全国	ド株コ式モ会社ＮＴＴ
十令和八年七月五日	八五令和八年七月ら十七日四和月十日	二六・八ＧＨｚを超え二七・〇ＧＨｚ以下	県市南大阪知域京葉北菊、都阪市県、都市海池福田府、名神特、道都岡尻泉大古奈別千千葉歳菊県町南阪屋川区県市、陽福、市府市県の浦、横存安千葉町岡兵、泉、市庫大佐大浜すす市、県、県阪野阪市、る、県熊宝府市府、大愛区東千本塚泉	W株E式R会社ＪＴＯ
十令和八年七月五日	八五令和八年七月ら十七日四和月十日	二六・八ＧＨｚを超え二七・〇ＧＨｚ以下	重玖県市賀静御都都県海北町、北海北恵北山珠玖、県岡殿留留富道滝、北海道滝庭海郡郡珠大高県県場郡郡士野道滝、北海道空道市、富与玖都分島駿市山忍呂付厚道滝道空郡竜知雨、北良那珠九県市東静岡村市、別郡岸厚道知上郡道野国町重由、郡岡村、山山町中厚富沼北、島北町、市崎山裾静梨梨、町、岸良町、島海町、町布長小県、海浜郡中良田広、北、道沖、県町野岡県県山、町、北、野八対、市、県南南梨北、野、県分大対、県分馬滋	タハーイ株式会社インターナショナル

○国土交通省告示第千三十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の八第二号の規定により、同規則第十八条の十第二号の規定により、公示する。

令和八年八月十日　国土交通大臣　金子　恭之

(一)　登録番号　07

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本塗装工業会

(三)　変更後の代表者の氏名　若宮　昇平

(四)　変更年月日　令和八年五月二十一日

○国土交通省告示第千三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―838号	防火戸（Ａ30級）	ＡＮ―370	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｆ―839号	防火戸（Ａ60級）	ＡＮ―607―ＨＷ	〃	〃

○国土交通省告示第千四十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造変更の内容
第4972号	船外機（小型船舶用）	06002Ｆ	スズキ株式会社	クランクシャフトの材質を変更
第4997号	〃	04003Ｆ	〃	〃
第4998号	〃	05003Ｆ	〃	〃

○国土交通省告示第千四十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｐ―634号	オイルフェンス	ＯＫ―300ＡＩＲ	前田工繊株式会社	排気口の構造の変更

○国土交通省告示第千四十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7ＫＵＱ	145099	ＯＮＥ　ＨＡＮＯＩ	令和 8. 6. 2
ＪＤ5682	145146	第五蛭子丸	8. 6. 2
7ＫＶＣ	145125	第八十六源榮丸	8. 6. 3
ＪＤ5676	145141	海音	8. 6. 3
7ＫＴＰ	144991	第三ふじ丸	8. 6. 8
ＪＤ5670	145129	新共和丸	8. 6. 9
ＪＤ5691	145158	天長丸	8. 6. 9
ＪＤ5700	145167	ふじがみ	8. 6.10
ＪＤ5683	145147	昭平丸	8. 6.11
ＪＤ5656	145066	第七芙蓉丸	8. 6.15
ＪＤ5685	145150	天和丸	8. 6.18
7ＫＵＴ	145103	ＳＷＩＦＴ　ＡＣＥ	8. 6.19
7ＫＶＩ	145152	ＡＱＵＡＭＡＲＩＮＥ　ＡＣＥ	8. 6.19
ＪＤ5702	145170	ＨＫＬ菊水	8. 6.22
ＪＤ5679	145144	磐梯丸	8. 6.23
7ＫＵＬ	145058	ＷＩＮＤ　ＷＨＡＬＥ	8. 6.26
ＪＤ5716	145189	盛隆丸	8. 6.26
ＪＤ5666	145121	明凜丸	8. 6.29
ＪＤ5678	145143	第四十八ながと丸	8. 6.30
ＪＤ5714	145187	高鳥	8. 6.30

○国土交通省告示第千四十三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＮＮＵ	131992	にっぽん丸	令和 8. 6. 1
ＪＫ5367	134675	第五　勝丸	8. 6. 1
7ＪＩＲ	141367	第六十三惣寶丸	8. 6. 2
ＪＩＺＷ	131560	第三十八福久丸	8. 6. 3
ＪＤ5196	144445	ＭＡＲＳ　5	8. 6. 4
ＪＭ6270	133548	高鳥	8. 6. 4
ＪＬ6595	136567	第二菱恭丸	8. 6. 5
ＪＧ5313	134352	みやざく	8. 6. 9
ＪＭ6358	134596	大豊丸	8. 6.11
ＪＬ6655	136546	第七十七鷹丸	8. 6.15
ＪＭ6628	136375	富士丸	8. 6.15
ＪＧ5310	134344	第二かいうん丸	8. 6.16
ＪＧ4644	129829	汐路丸	8. 6.17
ＪＨ3274	133174	碧隆丸	8. 6.19
ＪＭ6550	135414	第二十八三垂丸	8. 6.19
ＪＤ2576	140699	第六十五興富丸	8. 6.23
ＪＫ5359	134110	ＩＳＬＡＮＤ　ＤＲＥＡＭ	8. 6.24
ＪＮＪＹ	136492	第八太和丸	8. 6.26
ＪＤ2836	140888	第八天照丸	8. 6.29
ＪＧ5551	136612	大一丸拾八號	8. 6.29

○国土交通省告示第千四十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年八月十日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
4218	平成 4. 2. 6	132651	第八十二若潮丸
Ａ0918167	21. 9.25	133888	第八合栄丸
Ａ161315004	22. 4.28	136612	大一丸拾八號
Ａ1214137	24. 2. 7	135424	第百十八若潮丸
Ａ131311091	25. 7.18	137180	第三十五長久丸
Ａ211116006	令和 3. 8.12	140699	第六十五興富丸
Ａ241510007	6. 3.14	144671	紅龍

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月十日　　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	後変更前別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦一三五七番から同町日野浦一三六八・九九五番まで	後前	一一・一一メートル 八・七六メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

参議院

答弁書受領

七月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問に対する答弁書（第九七号）

参議院議員牧山ひろえ提出労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問に対する答弁書（第九八号）

参議院議員大島九州男提出独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問に対する答弁書（第九九号）

参議院議員大島九州男提出歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問に対する答弁書（第一〇〇号）

参議院議員仁比聡平提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問に対する答弁書（第一〇一号）

参議院議員蓮舫提出養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問に対する答弁書（第一〇二号）

参議院議員奥田ふみよ提出高齢者の生活苦に関する質問に対する答弁書（第一〇三号）

参議院議員牧山ひろえ提出参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問に対する答弁書（第一〇四号）

参議院議員石垣のりこ提出留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問に対する答弁書（第一〇五号）

また、八月四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問に対する答弁書（第一〇六号）

参議院議員福島みずほ提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問に対する答弁書（第一〇七号）

参議院議員福島みずほ提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問に対する答弁書（第一〇八号）

参議院議員小西洋之提出防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問に対する答弁書（第一〇九号）

参議院議員小西洋之提出国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問に対する答弁書（第一一〇号）

参議院議員小西洋之提出日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問に対する答弁書（第一一一号）

参議院議員小西洋之提出皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問に対する答弁書（第一一二号）

報告書受領

七月三十日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和八年度第一回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

また、七月三十一日内閣から、災害対策基本法第二十五条第九項において準用する同法第二十三条の四第七項の規定に基づく令和八年熊本地震非常災害現地対策本部の設置の報告を受領した。

人事異動

内閣

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）内閣府事務官　工藤　雄之

（農林水産省輸出・国際局長）農林水産事務官　山口潤一郎

（文部科学省国立教育政策研究所長）文部科学事務官　塩見みづ枝

（文部科学省大臣官房総括審議官）同　今井　裕一

（文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当））同　武田　憲昌

（文部科学省大臣官房付）同　永井　雅規

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）　内閣府事務次官　井上　裕之

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）内閣府事務官　原　克彦

（農林水産省輸出・国際局長）農林水産事務官　杉中　淳

（文化庁次長）文部科学事務官　日向　信和

（文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当））同　福井　俊英

（文部科学省大臣官房付）同　仙波　秀志

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（文部科学省大臣官房総括審議官）同　今泉　柔剛

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する　（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（総括担当））内閣府事務官　嶋崎　政一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　（同）同　岩渕　秀樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上八月六日）

内閣府

皇嗣職宮務官　安藤　鷹乙

願に依り本官を免ずる（七月三十一日）　小林　朋子

上皇女官に任命する　兼松伸之助

皇嗣職宮務官に任命する（以上八月一日）

消費者庁

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官）農林水産事務官　佐藤　一絵

消費者庁審議官に転任させる（消費者庁審議官）内閣府事務官　井上　計

農林水産省に出向させる（以上八月六日）

（内閣府大臣官房政策立案総括審議官）内閣府事務官　廣瀬　健司

消費者庁審議官に転任させる（消費者庁審議官）同　尾原　知明

内閣府に出向させる

（消費者庁参事官（公益通報・協働担当）付企画官）同　大友　伸幸

消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当）に昇任させる（消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当））同　加納　克利

内閣府に出向させる（消費者庁取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長）同　落合　英紀

消費者庁消費者制度課長に昇任させる（消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室長）内閣府技官　田中　誠

消費者庁消費者教育推進課長に昇任させる（消費者庁消費者教育推進課長）内閣府事務官　黒田　啓太

厚生労働省に出向させる（消費者庁消費者制度課長）同　古川　剛

消費者庁地方協力課長に転任させる（消費者庁地方協力課長）同　赤井　久宣

内閣府に出向させる（金融庁総合政策局総務課国際室長）同　青崎　稔

消費者庁参事官（調査研究・国際担当）に昇任させる（消費者庁参事官（調査研究・国際担当））同　森島　英之

金融庁に出向させる（以上八月七日）

文部科学省

大臣官房付　新木　聡

総合教育政策局生涯学習推進課長に任命する（総合教育政策局生涯学習推進課長）中安　史明

大臣官房付に任命する（以上三月一日）　都倉　俊一

文化庁長官任期満了退職　谷口　功

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長を免ずる　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長　中村　信一

独立行政法人大学入試センター理事長　山口　宏樹

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長　古川　和

独立行政法人国立科学博物館長　篠田　謙一
独立行政法人国立美術館理事長　逢坂惠理子
独立行政法人教職員支援機構理事長　荒瀬　克己
国立研究開発法人海洋研究開発機構理事長　大和　裕幸
国立大学法人岩手大学長　小川　智
国立大学法人山形大学長　玉手　英利
国立大学法人福島大学長　三浦　浩喜
国立大学法人茨城大学長　太田　寛行
国立大学法人埼玉大学長　坂井　貴文
国立大学法人東京学芸大学長　國分　充
国立大学法人東京農工大学長　千葉　一裕
国立大学法人電気通信大学長　田野　俊一
国立大学法人滋賀医科大学長　上本　伸二
国立大学法人京都教育大学長　太田　耕人
国立大学法人福岡教育大学長　飯田　慎司
国立大学法人九州工業大学長　三谷　康範
任期満了退職（各通）（以上三月三十一日）
文化庁次長　伊藤　学司
文化庁長官に任命する
高等教育局私学部長　小林万里子
文化庁次長に任命する
文化庁審議官　森友　浩史
高等教育局私学部長に任命する
大臣官房政策課長　生田　知子
大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）に任命する
独立行政法人国立高等専門学校機構理事　梶山　正司
文化庁審議官に任命する
大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）　坂下　鈴鹿
独立行政法人国立高等専門学校機構に出向させる
高等教育局私学部私学行政課長　三木　忠一
大臣官房参事官に任命する
総合教育政策局国際教育課長　釜井　宏行
大臣官房政策課長に任命する
スポーツ庁競技スポーツ課長　田中　秀和
大臣官房政策課広報室長に任命する
大臣官房総務課広報室長　石川仙太郎
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長に任命する

国立大学法人九州大学施設部長　小林　正浩
大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）に任命する
大臣官房付　田中　義恭
総合教育政策局政策課長に任命する
大臣官房企画官　金城　太一
総合教育政策局国際教育課長に任命する
西宮市教育委員会教育長　藤岡　謙一
総合教育政策局地域学習推進課長に任命する
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長　米原　泰裕
初等中等教育局幼児教育課長に任命する
初等中等教育局学校情報基盤・教材課長　寺島　史朗
初等中等教育局高等学校振興課長に任命する
大臣官房人事課人事調整官　原田　雄一
初等中等教育局特別支援教育課長に任命する
初等中等教育局企画官　浅原　寛子
初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）に任命する
大臣官房付　西川　和孝
高等教育局主任視学官に任命する
国立大学法人熊本大学理事・事務局長　黒沼　一郎
高等教育局私学部私学行政課長に任命する
初等中等教育局参事官（高等学校担当）　橋田　裕
高等教育局私学部私学助成課長に任命する
研究振興局大学研究基盤整備課長　俵　幸嗣
科学技術・学術政策局政策課長に任命する
研究開発局宇宙開発利用課宇宙科学技術推進企画官　近藤　潤
科学技術・学術政策局研究開発戦略課長に任命する
研究振興局大学研究基盤整備課大学研究力強化室長　小川　浩司
科学技術・学術政策局国際研究開発政策課長に任命する
研究開発局環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室長　澄川　雄
研究振興局基礎・基盤研究課長に任命する
初等中等教育局幼児教育課長　石田　善顕
研究振興局大学研究基盤整備課長に任命する

科学技術・学術政策局国際研究開発政策課長　豊田　崇史
研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進企画官に任命する
科学技術・学術政策局研究開発局原子力課核燃料サイクル室長に任命する
放送大学学園事務局審議役　石田　裕美
スポーツ庁競技スポーツ課長に任命する
文化庁文化資源活用課長　塩川　達大
文化庁政策課長に任命する
文化庁文化財第一課長　三輪　善英
文化庁文化資源政策・記念物課長に任命する
独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館学芸部長　建石　徹
文化庁美術学芸課長に任命する
文化庁文化財第二課長　田中　禎彦
文化庁建造物課長に任命する
文化庁参事官（生活文化創造担当）　武藤　高之
文化庁参事官（伝統文化・生活文化担当）に任命する
大臣官房参事官　今村　聡子
独立行政法人国立高等専門学校機構に出向させる
文化庁政策課長　横井　理夫
国立大学法人北海道大学に出向させる
研究振興局基礎・基盤研究課長　中澤　恵太
国立大学法人弘前大学に出向させる
高等教育局私学部私学助成課長　田畑　磨
国立大学法人千葉大学に出向させる
科学技術・学術政策局政策課長　井上　睦子
大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）　西村　文彦
国立大学法人東京大学に出向させる（各通）
総合教育政策局政策課長　吉田　光成
国立大学法人京都大学に出向させる
総合教育政策局地域学習推進課長　髙田　行紀
国立大学法人大阪大学に出向させる
初等中等教育局特別支援教育課長　生方　裕
国立大学法人和歌山大学に出向させる
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長　福島　崇
国立大学法人鹿児島大学に出向させる

高等教育局主任視学官　小谷　和浩
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構に出向させる
初等中等教育局教科書調査官　小堀　昇
同　橋本　資久　同　清水　敏明
初等中等教育局主任教科書調査官に任命する（各通）
岐阜市立長良東小学校校長　中村　有希
大臣官房企画官に任命する
大臣官房付　今村　剛志
初等中等教育局企画官に任命する
初等中等教育局主任教科書調査官　奥田　浩嗣
同　齋藤　賢二
初等中等教育局教科書調査官に任命する（各通）
青木　隆一
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事に任命する
牛木　辰男
独立行政法人大学入試センター理事長に任命する
青木康太朗
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長に任命する
真鍋　真
独立行政法人国立科学博物館長に任命する
田中　正之
独立行政法人国立美術館理事長に任命する
島谷　弘幸
独立行政法人国立文化財機構理事長に任命する
和嶋　延寿
（再任）
河村　知彦
独立行政法人教職員支援機構理事長に任命する
国立研究開発法人海洋研究開発機構理事長に任命する
中島　英治
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長に任命する
小口　正範
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長に任命する（再任）
寶金　清博
国立大学法人北海道大学長に任命する（再任）
長谷山　彰
国立大学法人北海道国立大学機構理事長に任命する（再任）
山本　欣郎
国立大学法人岩手大学長に任命する

国立大学法人山形大学長に任命する　出口　毅
国立大学法人福島大学長に任命する　佐野　孝治
国立大学法人茨城大学長に任命する　佐川　泰弘
国立大学法人埼玉大学長に任命する　重原　孝臣
国立大学法人東京学芸大学長に任命する　佐々木幸寿
国立大学法人東京農工大学長に任命する　中村　暢文
国立大学法人電気通信大学長に任命する　村松　正和
国立大学法人金沢大学長に任命する（再任）　和田　隆志
国立大学法人愛知教育大学長に任命する（再任）　野田　敦敬
国立大学法人豊橋技術科学大学長に任命する（再任）　若原　昭浩
国立大学法人滋賀大学長に任命する（再任）　竹村　彰通
国立大学法人滋賀医科大学長に任命する　遠山　育夫
国立大学法人京都教育大学長に任命する　原田　宗彦
国立大学法人大阪教育大学長に任命する（再任）　岡本　幾子
国立大学法人福岡教育大学長に任命する　谷澤　幸生
国立大学法人山口大学長に任命する（再任）　安永　卓生
国立大学法人九州工業大学長に任命する　石丸　哲史
国立大学法人総合研究大学院大学長に任命する（再任）　永田　敬
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長に任命する（再任）　寺野　稔
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長に任命する（再任）　木部　暢子
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に任命する（再任）（以上四月一日）　川合　眞紀
国立大学法人兵庫教育大学監事を免ずる（六月三十日）　衣笠　達也
国立大学法人兵庫教育大学監事に任命する（七月一日）　小川　佳宏

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

仲野　純平　小塚　貞彦　安藤　英征
谷口　満幸　田中　豊治　小向　秀樹
中西　竜雄　岡　義隆　田丸　拓也
田中　邦裕　喜多　和人　平岡　信子
太田　典和　角　康二　磯部　敏之
浅井　清子　望月真千子　南　完治
小島　秀也　塚本　洋子　辻脇　義一
宮川　大輝　石井　清子　安田　勝彦
森口　靖子　小石とみ子　岡井　昌子
関山　寛　田近　亜蘭　吉村　基
八木下　滋　眞田美江子　安田　吉三
辻　富夫　小川　謙二　内出　覚
川上　哲男　萩原　弘子　山本マチエ
長澤　巧　荒井　昌一　金光　健一

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

林　倫弘　武田　光子　尾形　龍紀
福岡　正恒　吉本　洋子　丸中美津子
山本　久代　續木　創　増田　宗昭
山田　治樹　川手　正樹　荒井　誠司
田中　正次

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

藤枝　聖司　小澤　健一　上野　昌也
長谷川士郎　松浦　勝人　渡邉　曉
梶　芳道　赤澤　光章　杉本　政繁
松本　孝弘　泉　淳一　坂口　美鈴
水嶋　浩雅　桐谷　重毅　粟井　英朗
山本　眞輔　梶原千代子　野本　茂
増山　元美　鈴木　勝喜　野入　伸治
渡邉　精二　上山　祐平　成田　渉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

中谷　至孝

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

橋本　太乙　金子　英樹　野坂　芳雄
和田　佳子　梶原　徳二　烏頭尾精一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

高橋　秀夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社ＴＯＢＥ
株式会社バッファロー
株式会社松田養鶏場
埼玉スバル株式会社
元気株式会社
株式会社カナオコーポレーション
株式会社新成トラスト
フィンテック　グローバル株式会社
宗教法人金蛇水神社
株式会社大塚商会
成和電子工業株式会社
紀州技研工業株式会社
トラスコ中山株式会社
株式会社サウンドハウス
株式会社ホームネット
コープデリ生活協同組合連合会
株式会社ｕｎｔｒａｃｋｅｄ
株式会社ＳＬ　Ｃｒｅａｔｉｏｎｓ
株式会社コノミヤ
高知信用金庫
ユーエスウラサキ株式会社
株式会社合同資源
株式会社甲南アセット
医療法人社団順生会
一般社団法人地域創造研究所
株式会社ＩＢＩＳ
株式会社丸誠電器
サンライズ産業株式会社
竹森電設株式会社
サン工業株式会社
株式会社ＢＲＡＶＥ
株式会社ＧＩ・フォレスト
株式会社東海製作所
株式会社ランドキャリー
株式会社カワモト
株式会社ニチリン
株式会社平本組
ホッコー株式会社
内藤株式会社
株式会社ヒライホールディングス
株式会社タイヨー
三井住友海上火災保険株式会社
株式会社サードウェーブ
伊賀産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故信友政明遺族　信友　晴江

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故安田容昌遺族　安田　祥子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、コートジボワールの独立記念日につき、八月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１３号

名古屋市熱田区中出町１丁目８７番地
清算株式会社　株式会社日中物産
代表清算人　西川裕之

1　決定年月日　令和８年７月２１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第３号

群馬県高崎市南大類町５６２番地
清算株式会社　株式会社東日工業

1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

前橋地方裁判所高崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　二十四頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　四頁
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十九日
掲載頁　五十五頁（号外第一七〇号）
令和八年八月十日
東京都千代田区神田三崎町一丁目三番九号
（甲）株式会社代々木アニメーショングループ　代表取締役　倉田　将志
東京都千代田区神田三崎町一丁目三番九号
（乙）株式会社ＵＴＡＩＴＥ
代表取締役　倉田　将志
東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル一八階グロース新宿
（丙）株式会社ＭＤ１
代表取締役　倉田　将志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　七十四頁（号外第一五九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　七十六頁（号外第一五九号）
令和八年八月十日
東京都品川区東五反田二丁目五番九号
（甲）デジマール株式会社
代表取締役　細田　和宏
沖縄県那覇市字小禄一八三一番地一
（乙）デジマールリンクス株式会社
代表取締役　喜納　政志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　四十九頁（号外第七十号）
令和八年八月十日
東京都港区芝四丁目五番一〇号
（甲）クララ株式会社
代表取締役　家本賢太郎
東京都港区芝四丁目五番一〇号
（乙）クララモビリティ合同会社
代表社員　クララ株式会社
職務執行者　家本賢太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一四八頁（号外第一四三号）
令和八年八月十日
大阪市中央区備後町三丁目三番一一号
（甲）小泉産業株式会社
代表取締役　矢本　博康
大阪市中央区備後町三丁目三番七号
（乙）コイズミファニテック株式会社
代表取締役　若林　俊宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三日
掲載頁　二三六頁（号外第一四九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一七一頁（号外第一四七号）
令和八年八月十日
福岡市中央区大名二丁目二番二六号
（甲）株式会社ＦＦＧほけんサービス
代表取締役　村本慶次郎
福岡市早良区百道浜一丁目七番七号
（乙）福銀事務サービス株式会社
代表取締役　松尾　潤一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の梅干の製造・販売事業及び梅を原料とする食品、飲料、酒類の製造・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　十四頁
令和八年八月十日
和歌山県田辺市上芳養三九一番地の二七五
（甲）株式会社濱田
代表取締役　渡口　丈二
和歌山県田辺市上芳養三九一番地
（乙）株式会社濱田
代表取締役　濱田　朝康

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の梅干の販売事業及び梅を原料とする食品、飲料、酒類の販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　十四頁
令和八年八月十日
和歌山県田辺市上芳養三九一番地の二七五
（甲）株式会社濱田
代表取締役　渡口　丈二
和歌山県田辺市上芳養三九一番地
（乙）株式会社石神邑
代表取締役　濱田　朝康

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人いわい（岩手県一関市東山町松川字卯入道一二一番地）に対して当法人の介護老人保健施設さいきの事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日
岩手県一関市大手町三番三六号
社団医療法人西城病院
理事長　佐藤　隆次

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社パーチェ（京都市山科区勧修寺瀬戸河原町一六〇番地）に対して当社の営む不動産関連事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一二二頁（号外第一三〇号）
令和八年八月十日
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町一六〇番地
株式会社サラ
代表取締役　原野　秀美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十五日であり、組織変更後の商号は未来サポート株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

群馬県佐波郡玉村町樋越五九〇―一

日進ジョブ合同会社

代表社員　深谷　奈那

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都品川区上大崎三丁目一四番三四号

プラスワン四〇二　合同会社こだわり

代表社員　南部　豊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都港区高輪二丁目一番四号

ユーリック合同会社

代表社員　山崎　和義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都渋谷区桜丘町二九番二四号秀和桜丘レジデンス五一〇号

ｋａｒｉｒｕｋｉｋａｋｕ合同会社

代表社員　阿部　良企

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都文京区本郷一丁目一〇番一三号

合同会社ベラージオ

代表社員　株式会社ＬＡ　Ｃａｐｉｔａｌ

職務執行者　荒井　邦彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都町田市原町田四丁目一一番一三号四階

合同会社こねこフィルム

代表社員　三野和比古

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都世田谷区上祖師谷一丁目一一番一五号メゾン・ド・コレイユ六〇二

合同会社アゲオ・コンサルティング・グループ

代表社員　安間　弘郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

東京都小平市花小金井一丁目一一番一号

Ｓｔａｒｌｉｇｈｔ合同会社

代表社員　カンデル・シバ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ｍｅ．ｍｉｎｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

横浜市港北区篠原町一一〇三番地一四金港ビル一Ｆ

合同会社ｍｅ．ｍｉｎｅ

代表社員　峰守　慶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＲＩＭＢＯＤ　ＪＡＰＯＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

富山市磯部町二丁目七番二二号

ｻﾛﾝﾄﾞﾓﾝｼｰﾙ

代表社員　ランボ・ジョスラン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

福井市下馬三丁目一七二二番地

Ｏｆｆｉｃｅ　Ｓｎａｐ合同会社

代表社員　三輪　修平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

福岡市中央区薬院三丁目一六番二七号五階

ｃｕｒｉｏｎ合同会社

代表社員　田中　宏典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十日

福岡県那珂川市松木一丁目一〇三番地

合同会社ＩＺＵＭＩ　ｐｌａｎｎｉｎｇ

代表社員　白水　洋巳

効力発生日変更公告

当社は、令和八年十月三十日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年八月十日

福岡市中央区大手門三―一二―三二

株式会社ＥＦＭ

代表取締役　杉山　芳文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七五〇〇万七五〇円減少し九〇〇〇万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十七頁（号外第十八号）

令和八年八月十日

東京都小金井市中町二丁目二四番一六号

ＡＳＥＭｔｅｃｈ株式会社

代表取締役　生嶋　健司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百四十四万円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年九月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二二八頁（号外第一一二号）

令和八年八月十日

東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号

株式会社キャブステーション

代表取締役　大川　洋司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　二十五頁

令和八年八月十日

東京都港区芝浦二丁目一番一三号

ディー・エイト株式会社

代表取締役　滝澤　祐治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十日

静岡県富士市岩本四一七番地四

有限会社セラノ

取締役　中嶋　昌彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://byside.co.jp/financial-results/

令和八年八月十日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

Ｂｙｓｉｄｅ株式会社

代表取締役　川畑　勇人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億円減少し、百二十七億七千四百八十八万二千六百四十二円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　八十五頁（号外第七号）

令和八年八月十日

東京都港区芝一丁目四番七号

ユナイテッドエンジニアリングホール

ディングス株式会社

代表取締役　山口　裕介

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十月一日を効力発生日とする三村鉄工株式会社との株式交換の効力発生を条件として、当該株式交換により増加する資本準備金の額（二十一億千七百十六万円）を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　九十八頁（号外第一三七号）

令和八年八月十日

香川県高松市春日町一五二〇番地一

錦工業株式会社

代表取締役　三村　勇雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を四千万円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年九月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　七十二頁（号外第一〇八号）

令和八年八月十日

東京都江東区有明三丁目六番一一号

株式会社アウテック

代表取締役　大川　洋司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千九百九十九万八千九百六十七円、資本準備金の額を四億二千百九十九万八千七百九十二円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年九月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十八号）

令和八年八月十日

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号銀座木挽ビル三階

株式会社羅針盤

代表取締役　佐々木文人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十日

東京都港区芝五丁目二六番一六号

明糖倉庫株式会社

代表取締役　野崎　善一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十日

東京都江戸川区一之江六丁目一二番一八号

東京テープ株式会社

代表取締役　丸山　達生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十日

愛知県大府市明成町一丁目一四五番地

中央容器株式会社

代表取締役　栗田　俊郎

株式併合につき通知公告

当社は、株式五万株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年九月一日であり、同日における発行可能株式総数は八百株となります。

令和八年八月十日

兵庫県姫路市北条口三丁目二二番地

株式会社神崎組

代表取締役　神崎　文吾

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、令和八年六月十日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式十八株

二、払込金額又はその算定方法

一株につき金二百五十万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　令和八年八月三十一日

五、増加資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、会社計算規則第十四条第一項の資本金等増加限度額の二分の一の金額とする（計算の結果一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる）。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から前記の増加する資本金の額を減じた額とする。

以　上

令和八年八月十日

札幌市中央区北一条東三丁目三番地

株式会社島松ゴルフ場

代表取締役　福山恵太郎

株式交換公告

当社（甲）は、ｗｉｍｏ株式会社（乙、住所東京都港区芝四丁目五番一〇号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　四十九頁（号外第七十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五十四頁（号外第七十号）

令和八年八月十日

東京都港区芝四丁目五番一〇号

クララ株式会社

代表取締役　家本賢太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金六億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十日付官報の号外第八十五号一〇八頁に掲載されています。

令和八年八月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

セントリア特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

令和八年八月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

アークトゥルスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/vdunfc56

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千七十六万五百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/fwz4ezaq

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＭＡＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＫＩＮＭＥＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/suneygz6

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金五億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十日付官報の号外第八十五号一〇八頁に掲載されています。

令和八年八月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

セントリア特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

令和八年八月十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

コルブスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0135/index.html

令和八年八月十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

グルスＭＦ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｕｎａｇｉ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/ydunfe56

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千七十六万五百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/fwz4ezaq

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＭＡＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＫＩＮＭＥＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/suneygz6

令和八年八月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千九百八十八万二百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/gljree/

令和八年八月十日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

ＧＬ　ＪＲＥ　Ｅ特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十一億四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年四月九日付官報の号外第八十四号七十六頁に掲載されています。

令和八年八月十日

東京都港区虎ノ門一丁目二番三号虎ノ門清和ビル五階

Ｅｍｐｉｒｅ―Ｉ特定目的会社

取締役　佐藤　憲介

取消公告

令和八年三月四日（号外第四十四号）掲載の第六十五期決算公告（枠組）を取消します。

令和八年八月十日

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目六番地一〇

宮崎台ガーデンオフィス二階

株式会社レクスポート

代表取締役　栗田　省三

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五七五	第二表中改正後欄	一	次のいずれか、	次のいずれか、
〃	第二表中改正前欄	〃	次のとおり	次のとおり